

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年七月十九日

指令川建セ第二八〇〇二九一号

二 検査済証番号

平成二十九年八月二日

川建セ第二九〇〇一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字大谷字東山百五番三、字鶴見山百三十一番十五、百三十三番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都東村山市栄町三丁目十二番地の八 プレステージハウス五〇三
渡辺 健太郎